

平成 29 年度 兵庫県 事業計画

都道府県コード

280003

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	2,236	2,236
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	4,497	4,235	8,732
4.消費生活相談体制整備事業	-	76,660	76,660
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	46,328		46,328
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	43,533	76,597	120,130
うち、先駆的事業	5,722	731	6,453
7.消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	94,358	159,728	254,086

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	708,621	
都道府県予算	163,230	
管内市町村予算総額	545,391	
支出等額	254,086	
支出等割合	36%	36%
支出等額(先駆的事業(交付金)を除く。)	253,355	↑常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事業(交付金)を除く。)	0.357901651	36%

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 〔 〕
法人募集型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 〔 〕

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1 都道府県実施事業分

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			29年度 本予算	28年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	管内の相談員や消費者行政担当者を対象としたレベルアップ研修の開催(年36回)【基金】	3,271			3,271	講師謝金、講師旅費、会場借料、教材作成費・購入費
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	相談員及び消費者行政担当者の県内での研修への参加支援(8回×7名)、県外での研修への参加支援(31名)【基金】	1,226			1,226	旅費、研修費、教材費
⑨消費生活相談体制整備事業						
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	・市町相談員に対し、実務研修(助言・指導)の実施 ・困難事例に対応するため、弁護士から消費生活相談員に実務研修(助言)【基金】 ・県・市町消費生活センターを結ぶWEB研修システムの導入【基金】	64,411			46,328	報酬、費用弁償、社会保険料、旅費、委託料
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	・消費者教育学習会の実施 ・適格消費者団体に対する支援 ・青少年のインターネット依存等防止対策の推進 ・食品の放射能検査の実施 ・次世代を対象とした県版HACCP認知度向上の促進 ・高齢者・障害者等の被害防止のための見守り支援、啓発、研修会、ネットワーク会議の開催【交付金】	13,916	4,994	8,922		講師謝金、講師旅費、会場借料、教材作成費、資料作成費、旅費、補助金

⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等との連携による高齢者の特殊詐欺被害防止に向けた啓発 ・くらしのヤングクリエーターを中心に多様な主体と連携し、研修、ワークショップの開催等により若者の消費者力アップに取り組む ・事業者団体等が実施する消費者教育・啓発活動を支援 ・地域に密着した事業者による幼少期の子どもを対象とした子ども向け手洗い教室の実施 <p>【交付金】</p>	11,250	300	8,927		講師謝金、講師旅費、会場借料、教材作成費、資料作成費、旅費、補助金
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	<ul style="list-style-type: none"> ・表示適正化監視・指導の実施、事業者向け景品表示法説明会への講師派遣、県民向け啓発リーフレットの作成 	2,678		2,678		報酬、旅費、会場借料、教材作成費、資料作成費
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	青少年のインターネット利用に関する基準づくり支援事業	5,722	5,722			
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校(モデル校)における消費者教育学習指導事例集の作成、報告会の実施 ・消費者教育コーディネーターの活動支援 ・特別支援学校における消費者教育の推進 ・消費者教育推進計画の見直し、「消費者教育研究・活動支援センター(仮称)の設立に向けた検討会の設置 ・消費者向け金融リテラシー講座の開催 ・サイバー犯罪防止ボランティアを養成、学校や地域の講習会に講師として派遣 ・栄養成分表示の義務化による栄養士会会員の相談対応力、指導技術の向上。消費者の知識取得、選択力向上促進 <p>【交付金】</p>	11,990	1,387	10,603		委託料、講師謝金、講師旅費、会場借料、補助金、教材作成費、資料作成費、旅費
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		114,464	12,403	31,130	50,825	

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	市町消費生活相談員担当者等研修会を開催(年2回)
	(強化)	管内の相談員や消費者行政担当者を対象としたレベルアップ研修の開催(年36回)
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	県開催の研修等参加旅費を支援(年1回×14名)
	(強化)	相談員及び消費者行政担当者の県内での研修への参加支援(8回×7名)、県外での研修への参加支援(31名)
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	
	(強化)	
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	なし
	(強化)	県・市町消費生活センターを結ぶWEB研修システムの導入
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存)	消費生活情報紙「Aらいふ」の発行(11,000部×7回)
	(強化)	消費者教育学習会の開催、適格消費者団体への支援、インターネット依存等防止対策、食品の放射能検査の実施
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	なし
	(強化)	高齢者の特殊詐欺被害防止に向けた啓発、くらしのヤングクリエーターを中心に多様な世代や団体等と連携した研修・ワークショップの開催による若者の消費者力アップ事業、事業者団体が実施する消費者教育・啓発活動の支援
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	なし
	(強化)	表示適正化監視・指導の実施、事業者向け景品表示法説明会への講師派遣、県民向け啓発リーフレットの作成
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	(既存)	
	(強化)	
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	なし
	(強化)	高等学校(モデル校)における消費者教育学習指導事例集の作成、報告会の実施、消費者教育コーディネーターの活動支援、特別支援学校における消費者教育の推進、消費者教育推進計画の見直し、「消費者教育研究・活動支援センター(仮称)」の設立に向けた検討会の設置、消費者向け金融リテラシー講座の開催、サイバー犯罪防止ボランティアを養成、学校や地域の講習会に講師として派遣、栄養成分表示の義務化による栄養士会会員の相談対応力、指導技術の向上・消費者の知識取得、選択力向上促進
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	
	(強化)	

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人 年間研修総日数 人日	実地研修受入人数 人 年間実地研修受入総日 人日

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
9 人	6,786 人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
9 人	12,490 千円

7.25h/日 × 2日 × 52週 × 9人

報酬 10,415
共済費 1,672
通勤交通費 403

6. 地方消費者行政推進事業実施要領別添2第2及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表2 管内市町村実施事業分

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			29年度 本予算	28年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	播磨町、多可町、太子町	82	40	-	-	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	西宮市、伊丹市、川西市、西脇市、多可町、福崎町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、丹波市	2,196	1,381	815	-	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)		-	-	-	-	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)		-	-	-	-	
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)		-	-	-	-	
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市	1,397	-	-	1,397	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	西宮市、伊丹市、川西市、猪名川町、稻美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、福崎町、相生市、宍粟市、太子町、佐用町、養父市、朝来市、篠山市、丹波市、洲本市	3,231	-	-	2,838	
⑧消費生活相談体制整備事業	神戸市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、多可町、福崎町、相生市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市	151,967	43,987	32,673	-	
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、姫路市、神河町、市川町、福崎町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市	55,963	43,480	5,809	2,010	
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市、明石市、高砂市、西脇市、加西市、加東市、多可町、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、養父市、香美町、新温泉町、南あわじ市、淡路市	11,909	6,658	3,454	1,605	
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	赤穂市、宍粟市	992	521	50	259	
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	神戸市	731	731	-	-	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	神戸市、西宮市、宝塚市、高砂市、加西市、篠山市	13,573	2,085	9,935	-	
⑭消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務		-	-	-	-	
合計		242,041	98,883	52,736	8,109	

2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 年間研修総日数	人 人日
	実地研修受入人数 年間実地研修受入総日数	人 人日

3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
70 人	61,962 人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
34 人	
対象人員数計	追加的総費用
70 人	100,373 千円

別表3 交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	195,152 千円
うち都道府県分	43,533 千円
うち管内の市町村合計	151,619 千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	58,934 千円
うち都道府県分	50,825 千円
うち管内の市町村合計	8,109 千円

消費者行政予算(交付金等対象外)

消費生活課 32,604千円
他課 36,268千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	254,022 千円	137,739 千円	163,230 千円	-90,792 千円	25,491 千円
うち交付金等対象経費	千円	64,486 千円	94,358 千円	千円	29,872 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	千円	千円	千円	- 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	千円	千円	千円	- 千円
うち先駆的事業	千円	千円	千円	千円	- 千円
うち交付金等対象外経費	254,022 千円	73,253 千円	68,872 千円	-185,150 千円	-4,381 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	325,732 千円	607,425 千円	545,391 千円	219,659 千円	-62,034 千円
うち交付金等対象経費	千円	181,988 千円	159,728 千円	千円	-22,260 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	75,102 千円	79,398 千円	千円	4,296 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	77 千円	67 千円	千円	-10 千円
うち先駆的事業	千円	30,431 千円	731 千円	千円	-29,700 千円
うち交付金等対象外経費	325,732 千円	425,437 千円	385,663 千円	59,931 千円	-39,774 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	579,754 千円	745,164 千円	708,621 千円	128,867 千円	-36,543 千円
うち交付金等対象経費	千円	246,474 千円	254,086 千円	千円	7,612 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	75,102 千円	79,398 千円	千円	4,296 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	77 千円	67 千円	千円	-10 千円
うち先駆的事業	千円	30,431 千円	731 千円	千円	-29,700 千円
うち交付金等対象外経費	579,754 千円	498,690 千円	454,535 千円	-125,219 千円	-44,155 千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	- 人	
うち都道府県	人	
うち管内市町村	人	
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	- 人	
うち都道府県	人	
うち管内市町村	人	
③定数内の消費者行政担当者的人件費(想定)	- 千円	
うち都道府県	千円	
うち管内市町村	千円	
④③を含めた交付金等対象外経費	454,535 千円	
うち都道府県	68,872 千円	
うち管内市町村	385,663 千円	
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合	36 %	35.79016514 %
うち都道府県	58 %	57.80677572 %
うち管内市町村	29.28687859 %	29.19197297 %

↓先駆的事業（交付金分）を除く支出割合

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	58,927 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	58,934 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	7 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	- 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	25 人	今年度末予定	相談員総数	25 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	10 人	今年度末予定	相談員数	10 人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	13 人	今年度末予定	相談員数	13 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	2 人	今年度末予定	相談員数	2 人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組		具体的な内容
①報酬の向上		
②研修参加支援	○	国民生活センター等への研修参加に伴う旅費の支援
③就労環境の向上		
④その他		